



塩尻市の情報詳細は、塩尻市ホームページ (<http://www.city.shiojiri.nagano.jp/>)

をご覧ください。塩尻市ブランド観光課 (☎0263-52-0280) までお問い合わせください。



姉妹都市塩尻見聞録

●塩尻の伝統野菜「羽淵キウリ」

塩尻市榑川地区の山の緑に囲まれた山間には、赤いトタン屋根が並ぶ「羽淵集落」があります。そこでは、昭和初期から自家用野菜として「羽淵キウリ」が栽培されています。

「羽淵キウリ」は、一般的なキュウリに比べ色が薄く、ずんべりとした形と、種が多いのが特徴です。

平成22年9月には、その独特の品種や特性が認められ、長野県の信州伝統野菜認定委員会から「信州の伝統野菜」に選ばれました。

羽淵集落内のわずかな家で栽培されてきた「羽淵キウリ」は、栽培が難しいうえ、集落内の高齢化が進み生産者が減るなど、存続が危ぶまれたことがありました。

しかし、「羽淵キウリ」を後世に伝えようと、羽淵集落のほかには榑川地区内の鷺川集落でも栽培ができるようになり、近年では、「榑川地域おこし農家組合」の組合員の皆さんが生産に力を入れています。

また、現在では、塩尻市農村生活マイスター会議を中心にレシピア集の発行や試食会を行うなどの普及活動により、「羽淵キウリ」をテーマとした取り組みが市内に広まっています。

伝統に新たな風が吹き込まれたことにより、すしやお菓子など活用方法やバラエティが豊富になり、進化している「羽淵キウリ」に注目ください。



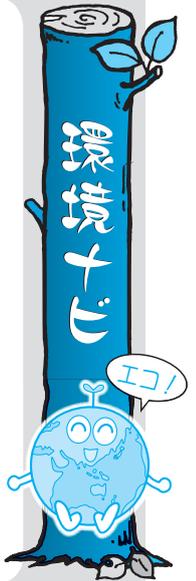
パウンドケーキ



三角ずし

◎塩尻市農林課

☎0263-52-0280



●野焼き・不法投棄は法律で禁止されています

野焼きはやめましょう！
法律で禁止されています

廃棄物を屋外で焼却処分する「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)により禁止されており、違反すると5年以下の懲役や1千万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

例外的に認められる野焼きとして同法では、農業などのやむを得ず行われる稲わらの焼却や風俗慣習上・宗教上の行事を行うための焼却などがあります。

しかし、認められる野焼きであっても、天候や場所によっては、煙や臭いなどが周辺住民の迷惑となる場合がありますので、十分注意が必要です。

◆不法投棄は「犯罪」です！

山林や河川敷、道路敷などにゴミを捨てることはもちろん、自分の土地であっても環境に悪影響を及ぼす廃棄物を埋めることは「不法投棄」にあたり、「廃棄物処理法」により禁止されており、野焼きと同様の刑罰・罰金が科せられます。

市では、定期的に不法投棄防止パトロールの実施や袋井警察署との連携を強化するなどの防止対策を行っています。不法投棄の防止には、地域の皆さんの監視の目が大きな力になります。

不法投棄の現場を見かけたら市環境政策課環境衛生係(☎44-3115)または、袋井警察署(☎410110)へ連絡してください。

ただし、不法投棄を行っている人に注意をしたり、不審車両を追跡したりすることは、危険を伴う場合がありますのでおやめください。

◎環境政策課環境衛生係

☎44-3115



防犯のまちづくり

●自転車盗対策に心掛けましょう

県内では、自転車盗難被害軽減の啓発として「ロック・オン」しずおかしでもロック 自ら防く自転車盗くを、11月30日(日)まで実施しています。

この取り組みに合わせて、今月は自転車盗の現状や対策について紹介します。

平成26年1月～6月までの袋井警察管内の刑法犯認知件数は341件報告され、そのうち自転車盗は、45件と全体の約13%を占めています。

なお、45件のうち約7割の被害は所有者の無施錠によるものです。

また、被害者の約5割が中学生・高校生で、場所は、JR袋井駅周辺の駐輪場やスーパーマーケット、アパートの駐輪場で多発しています。

◆被害に遭わないために必ず鍵をかけましょう

普段の生活の中で、皆さんは鍵をかける習慣が身に付いていますか。次のチェック項目で改めて確認してみましょう。

チェック項目	
自転車に鍵を備えていますか？	<input type="checkbox"/>
スーパーマーケットやコンビニでの、わずかな買い物の時間でも鍵を掛けていますか？	<input type="checkbox"/>
自宅敷地内であっても鍵を掛けていますか？	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>

◆自転車盗は「犯罪」です！

他人の自転車を盗むことは「窃盗罪」にあたり、10年以下の懲役または、50万円以下の罰金が科せられます。軽い気持ちで罪を犯すことは、絶対にやめましょう。

◎袋井警察署生活安全課

☎410110(代表)

市民協働課協働推進室

☎44-3107